

平成27年7月  
警察庁

「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、平成26年11月27日に公布された国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）の施行に伴い、「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案」、「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則案」及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則案」について検討しています。

その内容は別紙1から別紙3のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット			・電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・電子メール (keibikikaku01@npa.go.jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
	郵	送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁警備局警備企画課第6係 パブリックコメント担当	
	F	A	X	03-3581-0744 ※ 1枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	平成27年7月24日（金）から 平成27年8月22日（土）までの間（必着）			

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知おきください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

### （凡例）

法 : 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）をいう。

施行令 : 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案をいう。

施行規則 : 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則案をいう。

意見聴取規則 : 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則案をいう。

準用行政手続法 : 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第8条第4項において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）をいう。

## 別紙 1

### 1 命令等の題名

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令

### 2 根拠となる法令の条項

法第3条第1項、第4条第1項第2号ハ、第8条第4項、第9条第1号及び第4号、第17条第1項並びに第26条

### 3 命令等の概要

- (1) 国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議等（施行令第1条関係）
  - ア 国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議を同理事会決議第1267号、同理事会決議第1333号、同理事会決議第1390号、同理事会決議第1988号及び同理事会決議第1989号とする。
  - イ 国際テロリストの名簿を作成する委員会の設置の根拠となる国際連合安全保障理事会決議を同理事会決議第1267号、同理事会決議第1988号及び同理事会決議第1989号とする。
- (2) 国際テロリストの財産の凍結等の措置に関し我が国と同等の水準の制度を有する国（施行令第2条関係）  
国際テロリストの指定の要件の一部として規定されている国際テロリストの財産の凍結等の措置に関し我が国と同等の水準の制度を有する国をアメリカ合衆国、イタリア、英国、カナダ、ドイツ及びフランスとする。
- (3) 金銭等に類する財産（施行令第4条関係）  
規制対象財産となる金銭等に類する財産を前払式支払手段、手形、小切手、船舶及び航空機とする。
- (4) 規制対象財産の基準となる額（施行令第5条関係）  
規制対象財産の基準となる額を1万5千円とする。
- (5) 預貯金等債務（施行令第6条関係）  
その履行を受けることに許可を要する金銭債務を預貯金に係る債務、保険契約等に基づく満期保険金等の支払に係る債務及び借入金の返還に係る債務とする。
- (6) その他  
その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 4 施行期日

法の施行の日（平成27年10月5日）とする。

1 命令等の題名

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則

2 根拠となる法令の条項

法第3条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第5条第1項及び第3項（これらの規定を同法第6条第2項及び第7条第2項において準用する場合を含む。）並びに第4項、第8条第9項、第10条、第13条、第16条第1項、第17条第1項、第2項から第5項まで及び第7項（これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。）、第22条、第23条並びに第28条

3 命令等の概要

(1) 公告及び指定

ア 公告（施行規則第1条及び第2条関係）

(イ) 国際テロリストが国際連合安全保障理事会決議第1267号等に基づき設置された委員会の作成する名簿に記載された場合における公告事項を、名簿に記載された旨、その者の氏名又は名称及び別名、名簿に記載された年月日、名簿記載者公告番号等とする。

(ロ) 国際テロリストを公告する場合における当該者に対する通知は、公告事項通知書を送付して行うものとする。

イ 指定

(ア) 指定（施行規則第5条から第7条まで関係）

a. 国際テロリストを指定した場合における公告事項を、指定をする旨、被指定者の氏名又は名称及び別名、指定番号、指定の有効期間、指定の根拠となる条項等とする。

b. 国際テロリストを指定した場合における被指定者に対する通知事項を、指定をした旨、被指定者の氏名又は名称及び別名、指定番号、指定をした理由、指定の有効期間等とする。

c. 国際テロリストを指定した場合における被指定者に対する通知は、指定通知書を送付して行うものとする。

(ロ) 指定の有効期間の延長（施行規則第9条から第11条まで関係）

a. 指定の有効期間を延長する場合における公告事項を、指定の有効期間を延長する旨、被延長指定者の氏名又は名称、指定番号、延長後の指定の有効期間、指定の有効期間の延長の根拠となる条項等とする。

b. 指定の有効期間を延長した場合における被延長指定者に対する通知事項を、指定の有効期間を延長した旨、被延長指定者の氏名又は名称、指定番号、指定の有効期間を延長した理由、延長後の指定の有効期間等とする。

c. 指定の有効期間を延長した場合における被延長指定者に対する通知は、指定有効期間延長通知書を送付して行うものとする。

(ウ) 指定の取消し（施行規則第12条から第14条まで関係）

a. 指定を取り消す場合における公告事項を、指定を取り消す旨、被指定取消者の氏名又は名称、指定番号、指定の取消しの根拠となる条項等とする。

b. 指定を取り消した場合における被指定取消者に対する通知事項を、指定を

取り消した旨、被指定取消者の氏名又は名称、指定番号、指定の取消しの根拠となる条項等とする。

c 指定を取り消した場合における被指定取消者に対する通知は、指定取消通知書を送付して行うものとする。

(イ) 仮指定（施行規則第15条及び第16条関係）

a (ア)及び(イ)の規定は仮指定について準用する。

b 意見聴取の結果、仮指定を取り消したときは、aにおいて準用する(イ) aに規定する事項を公告し、仮指定を取り消された者に対して仮指定取消通知書を送付して、aにおいて準用する(イ) bに規定する事項を通知するものとする。

(2) 公告国際テロリストの財産の凍結等の措置

ア 規制対象財産等に係る行為の制限

(ア) 許可申請（施行規則第17条から第19条まで関係）

a 許可申請は、許可申請書により行うものとする。

b 許可申請書に記載すべき事項は、許可申請に係る行為をしようとする年月日及び場所、許可申請に係る行為の相手方との関係等とする。

c 許可申請書の添付書類は、法第9条第1号から第4号までに掲げる行為に係る許可申請にあっては、取得財産が法第11条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類とし、法第9条第5号に掲げる行為に係る許可申請にあっては、当該行為が法第11条第2項に規定する要件に該当することを証する書類とすることなどとする。

(イ) 許可証（施行規則第20条から第22条まで関係）

a 許可証の様式を定める。

b 許可証の再交付を受けようとする者は、当該許可証を交付した都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に、許可証再交付申請書を提出しなければならない。

c 許可証の返納をしようとする者は、許可証返納理由書に当該許可証を添えて、当該許可証を交付した公安委員会に提出しなければならない。

(ウ) 支払禁止命令（施行規則第23条から第25条まで関係）

a 支払禁止命令は、支払禁止命令書を交付して行うものとする。

b 支払禁止命令をした場合における差押債権者に対する通知事項を、支払禁止命令をした旨、支払禁止命令を受けた者の氏名又は名称及び住所、支払禁止命令の内容及び有効期間、支払禁止命令をした理由等とする。

c 支払禁止命令をした場合における差押債権者に対する通知は、支払禁止命令通知書を送付して行うものとする。

イ 規制対象財産の仮領置

(ア) 仮領置（施行規則第26条及び第27条関係）

a 規制対象財産の提出命令は規制対象財産提出命令書を交付して行うものとする。

b 仮領置した公安委員会は、当該仮領置に係る規制対象財産を提出した者に対し、仮領置書を交付するものとする。

(イ) 仮領置に係る規制対象財産の返還（施行規則第30条及び第31条関係）

a 仮領置に係る規制対象財産の返還の申請をしようとする者は、仮領置財産返還申請書を提出しなければならない。

b 仮領置財産返還申請書には、申請に係る規制対象財産が法第11条第1項各

号のいずれかに該当することを証する書類等を添付しなければならない。

c. 仮領置した規制対象財産の返還は、仮領置財産返還受領書と引換えに行うものとする。

(3) 資料の提出その他の協力等（施行規則第33条から第35条まで関係）

- ア 関係行政機関の長等への資料の提出その他必要な協力の求めを書面により行うときは、資料提出等要請書を用いるものとする。
- イ 公安委員会は、公告国際テロリストから資料の提出を受けたときは、提出資料目録を作成し、その写しを提出者に交付しなければならない。
- ウ 立入検査時の警察職員の身分を示す証明書の様式を定める。

(4) 雜則（施行規則第36条から第39条関係）

- ア 公告国際テロリストを相手方とする行為の制限に係る命令は、行為制限命令書を交付して行うものとする。
- イ 公安委員会が国家公安委員会に報告を行う事由を公告国際テロリストの氏名又は名称に変更があったと認めたこと等とする。
- ウ 損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を国家公安委員会に提出しなければならない。

(5) その他

その他所要の規定を整備する。

4 施行期日

法の施行の日（平成27年10月5日）から施行する。

1 命令等の題名

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則

2 根拠となる法令の条項

法第8条第9項

3 命令等の概要

(1) 定義（意見聴取規則第1条関係）

主宰者の用語の意義は、準用行政手続法第19条第1項の規定により意見の聴取を主宰する者とするほか、当事者、関係人及び参加人の定義を定めることとする。

(2) 主宰者、代理人等（意見聴取規則第2条から第6条まで関係）

ア 主宰者の指名

(ア) 主宰者の指名は、意見の聴取の通知の時までに行うものとする。

(イ) 主宰者は、意見の聴取を主宰するについて必要な法律に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をできると認められる警察庁職員のうちから指名する。

イ 代理人

(ア) 代理人の資格の証明は、代理人資格証明書により行うものとする。

(イ) 代理人がその資格を失ったときの届出は、代理人資格喪失届出書により行うものとする。

ウ 参加人

意見の聴取に関する手続の参加に係る許可の申請は、意見の聴取の期日の前日までに、参加人許可申請書を主宰者に提出することにより行うものとする。

エ 補佐人

(ア) 補佐人の出頭に係る許可の申請は、意見の聴取の期日の前日までに、補佐人出頭許可申請書を主宰者に提出することにより行うものとする。

(イ) 補佐人は、意見の聴取の期日において意見の陳述その他必要な補佐をすることができる。

オ 参考人

主宰者は、当事者若しくは参考人の申出により又は職権で、適当と認める者に對し、参考人として意見の聴取の期日に出頭することを求め、意見又は事情を聞くことができる。

(3) 意見の聴取の進行（意見聴取規則第7条から第15条まで関係）

ア 意見の聴取の通知

意見の聴取の通知は、意見の聴取通知書により行うものとする。

イ 意見の聴取の期日及び場所の変更

国家公安委員会は、当事者の申出により又は職権で、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

ウ 文書等の閲覧の手続等

仮指定の原因となる事実を証する資料の閲覧の求めは、文書閲覧請求書を国家公安委員会に提出することにより行うものとする。

**エ 証拠書類等の提出を受けた場合の手続**

- (ア) 主宰者は、当事者又は参加人から証拠書類等の提出を受けたときは、意見の聴取の件名、提出を受けた年月日、提出をした者の氏名及び住所、提出を受けた証拠書類等の標目を記載した提出物目録を作成し、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。
- (イ) 主宰者は、必要がなくなったときは、提出を受けた証拠書類等を速やかにこれを提出した者に返還しなければならない。

**オ 意見の聴取の審理の公開**

国家公安委員会は、意見の聴取の期日における審理を公開することを相当と認めたときは、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該意見の聴取の期日及び場所を国家公安委員会の事務所の掲示板に掲示して公示しなければならない。

**カ 意見の聴取の期日における陳述の制限等**

- (ア) 主宰者は、意見の聴取の期日における審理の適正な進行を図るためにやむを得ないと認めるときは、意見の聴取の期日に出頭した者の発言を制限することができる。
- (イ) 主宰者は、aに規定する場合のほか、意見の聴取の期日における審理の秩序を維持するために必要があると認めるときは、意見の聴取の期日における審理の秩序を維持するため国家公安委員会が別に定める措置をとることができる。

**キ 陳述書の提出の方法**

意見の聴取の期日への出頭に代えて行われる陳述書の提出は、意見の聴取に係る事案についての意見等を記載した書面により行うものとする。

**ク 意見の聴取の続行及び再開の通知**

- (ア) 意見の聴取の続行の通知は、意見の聴取続行通知書により行うものとする。
- (イ) 意見の聴取の再開の通知は、意見の聴取再開通知書により行うものとする。

**(4) 意見の聴取調書等（意見聴取規則第16条から第18条まで関係）**

**ア 意見の聴取調書**

主宰者が作成する意見の聴取の審理の経過を記載した調書は、意見の聴取調書に意見の聴取の件名、期日及び場所、主宰者の職名及び氏名、警察庁職員の説明の要旨等を記載するなどして、作成しなければならない。

**イ 意見の聴取報告書**

意見の聴取報告書は、意見、仮指定の原因となった事実に対する当事者等の主張及び理由を記載するなどして、作成しなければならない。

**ウ 意見の聴取調書の閲覧**

- (ア) 意見の聴取調書及び意見の聴取報告書の閲覧の求めは、意見の聴取調書等閲覧請求書を、意見の聴取の終結前にあっては主宰者に、意見の聴取の終結後にあっては国家公安委員会に提出することにより行うものとする。

- (イ) 主宰者又は国家公安委員会は、意見の聴取調書及び意見の聴取報告書の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を指定して当該閲覧を求めた当事者等に通知しなければならない。

**(5) その他**

その他所要の規定を整備する。

**4 施行期日**

法の施行の日（平成27年10月5日）から施行する。

政令第 号

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令

内閣は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第二条第一項、第四条第一項第二号ハ、第八条第四項、第九条第一号及び第四号、第十七条第一項並びに第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議等）

第一条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百三十三号、同理事会決議第千三百九十号、同理事会決議第千九百八十八号及び同理事会決議第千九百八十九号とする。

2 法第三条第一項の名簿を作成する委員会を設置する政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千九百八十八号及び同理事会決議第千九百八十九号とする。  
 （国際テロリストの財産の凍結等の措置に関し我が国と同等の水準の制度を有する国）

第二条 法第四条第一項第二号ハの政令で定める国は、アメリカ合衆国、イタリア、英國、カナダ、ドイツ及びフランスとする。

（行政手続法の規定を準用する場合の技術的読み替え）

第三条 法第八条第四項の規定により行政手続法（平成五年法律第八十八号）の規定を準用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項	不利益処分の名あて人となるべき者	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「国際テロリスト財産凍結等特別措

置法」という。第八条第一項の規定による指定（以下「仮指定」という。）を受け

第十五条第一項第一号及び第二号	予定される不利益処分	当該仮指定	た者		
第十条第一項					
第十五条第一項第二号並びに第 二十四条第一項及び第三項	不利益処分の原因とな る事実				
八条第一項	不利益処分の原因とな る事実				
第十五条第二項第二号及び第十 三条第一項	仮指定の原因となつた事実				
第十五条第三項及び第二十二条 第三項	不利益処分の名あて人 となるべき者	当該仮指定を受けた者			
第十七条第一項	不利益処分	仮指定			
第十八条第一項	不利益処分がされた場	仮指定により			

合に 害されることとなる	害された
その原因となる事実	その原因となつた事実
不利益処分	国際テロリスト財産凍結等特別措置法第八 条第五項の規定による指定
聴聞を経てされた不利 益処分	

## (金銭等に類する財産)

第四条 法第九条第一号の政令で定める財産は、前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。）、手形（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十五号に掲げるものを除く。）、小切手（旅行小切手を含む。）、船舶（総トン数二十トン以上の船舶（端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟を除く。）及び小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）第二条に規定する小型船舶に限る。第七条において同じ。）及び航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二

条第一項に規定する航空機（飛行機及び回転翼航空機に限る。）をいう。第七条において同じ。）とする。

（規制対象財産の基準となる額）

第五条 法第九条第一号の政令で定める額は、一万五千円とする。

（預貯金等債務）

第六条 法第九条第四号の政令で定める金銭債務は、次に掲げる債務とする。

一 預貯金（定期積金、掛金及び預け金を含む。）に係る債務

二 保険業法（平成七年法律第二百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約又は農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第十条第一項第十号若しくは水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第一百条の二第一項第一号に規定する共済に係る契約に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の支払に係る債務

三 金銭の貸借契約に基づく借入金の返還に係る債務（当該債務の保証に係る債務を含む。）  
(携帯することができない財産)

第七条 法第十七条第一項の政令で定める財産は、船舶及び航空機とする。

(方面公安委員会への権限の委任)

第八条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

#### 附 則

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

(警察法施行令の一部改正)

2 警察法施行令（昭和二十九年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 國際連合安全保障理事会決議第二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産

の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三章の規定による措置に必要な旅費、物件費その他の経費

（警察庁組織令の一部改正）

3 警察庁組織令（昭和二十九年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 國際連合安全保障理事会決議第二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）の施行に関すること。

## 理 由

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の施行に伴い、国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議を定める等の必要があるからである。

○国家公安委員会規則第 号

国際連合安全保障理事会決議第千一百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三条第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）第五条第一項及び第三項（これらの規定を同法第六条第一項及び第七条第一項において準用する場合を含む。）並びに第四項、第八条第九項、第十条、第十三条、第十六条第一項、第十七条第一項、第二項から第五項まで及び第七項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十一条、第二十三条並びに第二十八条の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千一百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十七年 月 日

国家公安委員会委員長 小川恵里子

国際連合安全保障理事会決議第千一百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則

一頁

二頁

目次

- 第一章 公告及び指定（第二条 第十六条）
- 第二章 公告国際テロリストの財産の凍結等の措置
  - 第一節 規制対象財産等に係る行為の制限（第十七条 第二十五条）
  - 第二節 規制対象財産の仮凍置（第二十六条 第二十二条）
  - 第三節 資料の提出その他の協力等（第二十三条 第三十五条）
- 第三章 雜則（第二十六条 第四十条）

附則

第一章 公告及び指定

（名簿記載に係る公告事項）

- 第一条 国際連合安全保障理事会決議第千一百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 名簿（法第三条第一項に規定する名簿をいう。以下この条において同じ。）に記載された者（以下この条において「名簿記載者」という。）が自然人である場合、名簿に記載された旨、名簿記載者の氏名、別名、称号、役職、生年月日、出生地、国籍、旅券番号及び住所、名簿記載者が名簿に記載された年月日、名簿記載者の公告に係る番号（以下「名簿記載者公告番号」という。）並びにその他参考となるべき事項

二 名簿記載者が法人その他の団体である場合、名簿に記載された旨、名簿記載者の名称、別名、旧名称及び所在地、名簿記載者が名簿に記載された年月日、名簿記載者公告番号並びにその他参考となるべき事項

（公告事項の通知の方法）

第一条 法第三条第一項の規定による通知は、別記様式第一号の公告事項通知書を送付して行うものとする。

（公告事項の変更に係る通知の方法）

第二条 法第三条第二項の規定による通知は、別記様式第一号の公告事項変更通知書を送付して行うものとする。

三頁

四頁

（名簿からの抹消に係る通知の方法）

第四条 法第三条第三項において準用する同条第二項の規定による通知は、別記様式第二号の名簿抹消通知書を送付して行うものとする。

（指定に係る公告事項）

第五条 法第五条第一項の国家公安委員会規則で定める事項（仮指定（法第八条第二項に規定する仮指定をいう。以下同じ。）に係るものと除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 指定（法第四条第二項に規定する指定をいう。以下同じ。）に係る者（以下「被指定者」という。）が自然人である場合、指定をする旨、被指定者の氏名、別名、称号、役職、生年月日、出生地、国籍、旅券番号及び住所、指定に係る番号（以下「指定番号」という。）、指定の有効期間、指定の根拠となる

る条項並びにその他参考となるべき事項

二 被指定者が法人その他の団体である場合、指定をする旨、被指定者の名称、別名、旧名称及び所在地、指定番号、指定の有効期間、指定の根拠となる条項並びにその他参考となるべき事項

(指定に係る通知事項)

第六条 法第五条第三項の国家公安委員会規則で定める事項(仮指定に係るものと除く。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 被指定者が自然人である場合 指定をした旨、被指定者の氏名、別名、称号、役職、生年月日、出生地、国籍、旅券番号及び住所、指定番号、指定をした理由、指定をした年月日、指定の有効期間並びにその他参考となるべき事項

二 被指定者が法人その他の団体である場合 指定をした旨、被指定者の名称、別名、旧名称及び所在地、指定番号、指定をした理由、指定をした年月日、指定の有効期間並びにその他参考となるべき事項

(指定に係る通知の方法)

第七条 法第五条第二項の規定による通知(仮指定に係るものと除く。)は、別記様式第四号の指定通知書を送付して行うものとする。

(指定に係る公告事項の変更に関する通知の方法)

第八条 法第五条第四項の規定による通知(仮指定に係るものと除く。)は、別記様式第五号の指定公告事

五頁

六頁

項変更通知書を送付して行うものとする。

(指定の有効期間の延長に係る公告事項)

第九条 法第六条第一項において準用する法第五条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、指定の有効期間を延長する旨、指定の有効期間の延長に係る者(以下「被延長指定者」という。)の氏名又は名称、指定をした年月日、指定番号、延長後の指定の有効期間、指定の有効期間の延長の根拠となる条項及びその他参考となるべき事項とする。

(指定の有効期間の延長に係る通知事項)

第十条 法第六条第一項において準用する法第五条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、指定の有効期間を延長した旨、被延長指定者の氏名又は名称、指定番号、指定の有効期間を延長した理由、指定の有効期間を延長した年月日、延長後の指定の有効期間及びその他参考となるべき事項とする。

(指定の有効期間の延長に係る通知の方法)

第十一 条 法第六条第一項において準用する法第五条第三項の規定による通知は、別記様式第六号の指定有効期間延長通知書を送付して行うものとする。

(指定の取消しに係る公告事項)

第十二条 法第七条第一項において準用する法第五条第一項の国家公安委員会規則で定める事項（仮指定に係るものと除く。）は、指定を取り消す旨、指定の取消しに係る者（以下「被指定取消者」という。）の氏名又は名称、指定をした年月日、指定番号、指定の取消しの根拠となる条項及びその他参考となるべき事項とする。

(指定の取消しに係る通知事項)

第十三条 法第七条第一項において準用する法第五条第二項の国家公安委員会規則で定める事項（仮指定に係るものと除く。）は、指定を取り消した旨、被指定取消者の氏名又は名称、指定番号、指定の取消しの根拠となる条項、指定を取り消した年月日及びその他参考となるべき事項とする。

(指定の取消しに係る通知の方法)

第十四条 法第七条第一項において準用する法第五条第二項の規定による通知（仮指定に係るものと除く。）は、別記様式第七号の指定取消通知書を送付して行うものとする。

(仮指定に係る公告事項及び通知事項等)

七頁

八頁

第十五条 第五条から第八条まで及び第十二条から前条までの規定は、仮指定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条	国家公安委員会規則で定める事項 （仮指定（法第八条第一項に規定する する仮指定をいう。以下同じ。） に係るものと除く。）	国家公安委員会規則で定める事項
第五条第一号	指定（法第四条第一項に規定する 指定をいう。以下同じ。）に係る 者（以下「被指定者」という。） 」という。	仮指定に係る者（以下「被仮指定者」という。） 仮指定に係る番号（以下「仮指定番号」という。）

第六条、第十二条及び第十三条	国家公安委員会規則で定める事項 (仮指定に係るものを除く。)	国家公安委員会規則で定める事項
第七条、第八条及び第十一条	の規定による通知(仮指定に係るものを除く。)	の規定による通知
第四条	別記様式第四号の指定通知書	別記様式第八号の仮指定通知書
第七条	別記様式第五号の指定公告事項変更通知書	別記様式第九号の仮指定公告事項変更通知書
第八条	更通知書	通知書
第十二条	指定の取消しに係る者(以下「被指定取消者」という。)	仮指定の取消しに係る者(以下「被仮指定取消者」という。)
第十四条	別記様式第七号の指定取消通知書	別記様式第十号の仮指定取消通知書

(意見の聽取後の仮指定の取消し)

第十六条 国家公安委員会は、法第八条第七項の規定により仮指定を取り消すときは、前条において準用する第十二条に規定する事項を官報により公告するものとする。

九三

〇四

- 2 法第八条第七項の規定による仮指定の取消しは、前項の規定による公告によってその効力を生ずる。
- 3 国家公安委員会は、法第八条第七項の規定により仮指定を取り消した場合において、当該仮指定を取り消された者の所在が判明しているときは、その者に対し、前条において準用する第十三条に規定する事項を通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知は、別記様式第十号の仮指定取消通知書を送付して行うものとする。

### 第三章 公告国際アロリストの財産の凍結等の措置

#### 第一節 規制対象財産等に係る行為の制限

(許可申請)

第十七条 法第十条第一項の規定による申請(以下「許可申請」という。)は、別記様式第十号の許可申請書により行うものとする。

2 前項の許可申請書は、住所地等(法第十条第一項に規定する住所地等をいう。以下同じ。)を管轄する警察署長(日本国内に住所地等がないときは、当該許可申請に係る行為に最も密接な関係がある地を管轄する警察署長)を経由して提出しなければならない。

(許可申請書の記載事項)

第十八条 法第十一条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 許可申請に係る行為をしようとする年月日及び場所

二 許可申請に係る行為の相手方との関係

三 取得財産（法第十一条第一項第三号に規定する取得財産をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、  
その取得方法

四 その他参考となるべき事項

(許可申請書の添付書類)

第十九条 法第十一条第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第九条第一号から第四号までに掲げる行為に係る許可申請にあっては、取得財産が法第十一条第  
一项各号のいずれかに該当することを証する書類

二 法第九条第五号に掲げる行為に係る許可申請にあっては、当該行為が法第十一项に規定する要  
件に該当することを証する書類

一頁

二頁

三 代理人によつて申請をする場合にあっては、その権限を証する書類

(許可証の様式)

第二十条 法第十二条第一項の許可証の様式は、別記様式第十一号のとおりとする。

(許可証の再交付の申請)

第二十一条 法第十三条第二項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、当該許可証を交付した  
都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に、別記様式第十三号の許可証再交付申請書を提出  
しなければならない。

2 前項の規定により許可証再交付申請書を提出する場合においては、第十七条第二項の規定により経由し  
た警察署長を経由しなければならない。

(許可証の返納)

第二十二条 法第十三条第二項の規定により許可証を返納しようとする者は、別記様式第十四号の許可証返  
納理由書に当該許可証を添えて、当該許可証を交付した公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により許可証返納理由書を提出する場合においては、前条第二項の規定を準用する。

(支払禁止命令の方法)

第二十二条 法第十六条第一項の規定による命令（以下「支払禁止命令」という。）は、別記様式第十五号の支払禁止命令書を交付して行うものとする。

(支払禁止命令に係る通知事項)

第二十三条 法第十六条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、支払禁止命令をした旨、支払禁止命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体についててはその代表者の氏名、支払禁止命令の内容及び有効期間並びに支払禁止命令をした理由とする。

(支払禁止命令に係る通知の方法)

第二十四条 法第十六条第一項の規定による通知は、別記様式第十六号の支払禁止命令通知書を送付して行うものとする。

第二節 規制対象財産の仮領置

(規制対象財産の提出命令の方法)

第二十五条 法第十七条第一項の規定による命令は、別記様式第十七号の規制対象財産提出命令書を交付し

三頁

四頁

で行うものとする。

(仮領置書)

第二十六条 法第十七条第一項の規定により仮領置をした公安委員会は、当該仮領置に係る規制対象財産同項に規定する規制対象財産をいう。第三十七条第四号及び第三十八条の表第四号を除き、以下同じ。)を提出した者に対し、別記様式第十八号の仮領置書を交付するものとする。

2 前項の場合において、公安委員会は、当該仮領置に係る規制対象財産を提出した者が公告国際テロリスト（法第九条第一項に規定する公告国際テロリストをいう。以下同じ。）に代わって当該規制対象財産を管理する者であり、かつ、当該公告国際テロリストの所在が判明しているときは、当該公告国際テロリストに対し、前項の仮領置書の写しを送付するものとする。

(仮領置した規制対象財産の引継ぎ)

第二十七条 法第十七条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による引継ぎは、別記様式第十九号の仮領置財産引継ぎ書によつて行うものとする。

(仮領置した規制対象財産の引継ぎに係る通知の方法)

第二十九条 法第十七条第一項の規定による通知は、別記様式第一号の仮領置財産引継通知書を交付して行うものとする。

(仮領置に係る規制対象財産の返還申請)

第三十条 法第十七条第三項(同条第八項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申請をしようとする者は、別記様式第一号の仮領置財産返還申請書を提出しなければならない。

2 前項の仮領置財産返還申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

法第十七条第三項の規定による申請に係る規制対象財産が法第十二条第一項各号のいずれかに該当することを証する書類

1 代理人によって申請をする場合にあっては、その権限を証する書類

3 第一項の仮領置財産返還申請書は、住所地等(日本国内に住所地等がないときは、申請に係る規制対象財産の所在地)を管轄する警察署長を経由して提出しなければならない。

(仮領置した規制対象財産の返還方法)

第三十一条 法第十七条第四項、第五項又は第七項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による返還は、別記様式第一号の仮領置財産返還受領書と引換えに行うものとする。この場合において、当該返還をした公安委員会は、当該返還を受けた者から請求があつたときは、その写しを交付しなければならない。

五頁

六頁

か。以下同じ。の規定による返還は、別記様式第一号の仮領置財産返還受領書と引換えに行うものとする。この場合において、当該返還をした公安委員会は、当該返還を受けた者から請求があつたときは、その写しを交付しなければならない。

(継続仮領置書)

第三十二条 法第十七条第七項の規定による通知は、別記様式第一号の継続仮領置書を交付して行うものとする。

第二節 資料の提出その他の協力等

(資料提出等要請書)

第三十三条 法第十九条の規定による資料の提出その他必要な協力の求めを書面により行うときは、別記様式第一号の資料提出等要請書を用いるものとする。

(提出資料の取扱手続)

第三十四条 公安委員会は、法第二十条第一項の規定による資料の提出を受けたときは、別記様式第一号の提出資料目録を作成しなければならない。この場合において、当該公安委員会は、その写しを提出者

に交付しなければならない。

2 公安委員会は、必要がなくかつたときは、提出を受けた資料を速やかに提出者に返還しなければならない。

3 前項の規定による返還は、別記様式第二十六号の資料受領書と引換えに行わなければならない。

(証明書の様式)

第三十五条 法第二十条第一項に規定する証明書の様式は、別記様式第二十七号のとおりとする。

第四章 雜則

(公告国際テロリストを相手方とする行為の制限に係る命令の方法)

第三十六条 法第二十二条の規定による命令は、別記様式第二十八号の行為制限命令書を交付して行うものとする。

(国家公安委員会への報告事項等)

第三十七条 法第二十三条の国家公安委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 公告国際テロリストの氏名又は名称に変更があつたと認めたこと。

一七頁

八頁

二 公告国際テロリストの住所又は所在地に変更があつたと認めたこと。

三 公告国際テロリストの居所地が判明したこと。

四 公告国際テロリストが規制対象財産（法第九条第一号に規定する規制対象財産をいう。次条の表第四号において同じ。）を取得した（法の規定により取得した場合を除く。次条の表第四号において同じ。）と認めたこと。

五 特定金銭債権（法第九条第五号に規定する特定金銭債権をいう。以下この条及び次条の表において同じ。）が発生したと認めたこと。

六 法第九条の規定に違反する行為があつたと認めたこと。

七 法第九条の許可を受けた者が偽りその他不正の手段により当該許可を受けたと認めたこと。

八 許可申請を受けたこと。

九 法第十二条第一項の規定により付された条件に違反する行為があつたと認めたこと。

十 法第十三条第一項の規定による許可証の再交付の申請を受けたこと。

十一 法第十三条第二項の規定により許可証の再交付を受けた者が亡失した許可証を発見し、又は回復し

たと認めたこと。

- 十二 法第十三条第三項の規定による許可証の返納を受けたこと。
- 十三 法第十二条第三項の規定に違反する行為があつたと認めたこと。
- 十四 法第十五条の規定に違反する行為があつたと認めたこと。
- 十五 特定金銭債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられたと認めたこと。
- 十六 特定金銭債権に対する差押えが法第九条（第三号及び第四号に係る部分に限る。次条の表第一号において同じ。）の規定による公告国際アロリストに対する行為の制限を免れさせる目的でされたと認めたこと。
- 十七 支払禁止命令に違反する行為があつたと認めたこと。
- 十八 法第十七条第一項に規定する場合に該当すると認めたこと。
- 十九 法第十七条第一項の規定により命令をしたこと。
- 二十 法第十七条第一項の規定による命令に違反する行為があつたと認めたこと。
- 二十一 法第十七条第三項の規定による申請を受けたこと。

- 二十二 法第十七条第四項の規定により返還を受けた者が偽りその他不正の手段により返還を受けたと認めたこと。
- 二十三 法第十九条の規定により資料の提出その他必要な協力を求めたこと。
- 二十四 法第二十条第一項の規定により公告国際アロリストに対し報告又は資料の提出を求めたこと。
- 二十五 法第二十条第一項の規定により警察職員に公告国際アロリストが所有し、若しくは占有する不動産に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させたこと。
- 二十六 法第二十条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をする行為があつたと認めたこと。
- 二十七 法第二十一条第一項に規定する場合に該当すると認めたこと。
- 二十八 法第二十一条第二項に規定する場合に該当すると認めたこと。
- 二十九 法第二十一条の規定による命令に違反する行為があつたと認めたこと。

第三十八条 法第二十三条の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事項
<p>一 公告国際テロリストの氏名又は名称に変更があったと認めたとき。</p>	<p>一 当該公告国際テロリストの変更前及び変更後の氏名又は名称並びに名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号（以下この表において「指定番号等」という。）</p> <p>二 変更があった時期</p> <p>三 変更があったと認めた理由</p>
<p>二 公告国際テロリストの住所又は所在地に変更があつたと認めたとき。</p>	<p>一 当該公告国際テロリストの氏名又は名称及び指定番号等</p> <p>二 変更前及び変更後の住所又は所在地</p> <p>三 変更があつた時期</p>

二頁

	四 変更があつたと認めた理由
三 公告国際テロリストの居所地が判明したとき。	<p>一 当該公告国際テロリストの氏名又は名称及び指定番号等</p> <p>二 判明した居所地</p> <p>三 判明した経緯</p>
四 公告国際テロリストが規制対象財産を取得したと認めたとき。	<p>一 当該公告国際テロリストの氏名又は名称及び指定番号等</p> <p>二 規制対象財産の種類、価額、特徴及び所在地</p> <p>三 当該公告国際テロリストが規制対象財産を取得した年月日</p> <p>四 当該公告国際テロリストが規制対象財産を取得したと認めた理由</p>
五 特定金銭債権が発生したと認めたとき。	一 特定金銭債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等

	<p>六 法第九条の規定により許可をしたとき。</p> <p>七 法第九条の規定に違反する行為があつたと認めたとき。</p> <p>八 法第九条の許可を受けた者が偽りその他不正の手段により当該許可を受けたと認められたとき。</p> <p>九 許可申請を受けたとき。</p>	<p>一 号等</p> <p>二 特定金銭債権の債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>三 特定金銭債権の内容</p> <p>四 特定金銭債権が発生した年月日</p> <p>五 特定金銭債権が発生したと認めた理由</p> <p>一 許可を受けた者の氏名又は名称及び指定番号等</p> <p>二 許可をした年月日</p> <p>三 許可に係る番号（以下この表において「許可番号」という。）</p> <p>四 訸可に係る行為の内容</p> <p>五 訸可をした理由</p>
--	--	---

二三頁

	<p>七 法第九条の規定に違反する行為があつたと認めたとき。</p> <p>八 法第九条の許可を受けた者が偽りその他不正の手段により当該許可を受けたと認められたとき。</p> <p>九 許可申請を受けたとき。</p>	<p>一 違反行為をした者の氏名及び指定番号等（法人その他の団体にあつては、その名称、指定番号等並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）</p> <p>一 違反行為の概要</p> <p>一 偽りその他不正の手段により許可を受けた者の氏名及び指定番号等（法人その他の団体にあつては、その名称、指定番号等並びに役職員又は構成員として当該許可を受けた者の氏名、住所及び生年月日）</p> <p>一 許可番号</p> <p>一 訸可に係る行為の内容</p> <p>一 偽りその他不正の手段の内容</p> <p>一 訸可申請を受けた者の氏名又は名称及び指定番号等</p>
--	--	---

二四頁

		二 許可申請を受けた年月日
		三 法第十条第一項各号に掲げる事項
十 法第十二条第一項の規定により条件を付し、又はこれを変更したもの。	一 許可に条件を付され、又はこれを変更された者の氏名又は名称及び指定番号等	
	二 許可番号	
	三 許可に係る行為の内容	
	四 許可の条件(これを変更した場合にあっては、変更前及び変更後の当該条件)	
	五 許可に条件を付し、又はこれを変更した年月日	
	六 許可に条件を付し、又はこれを変更した理由	
十一 法第十二条第一項の規定により付された条件に違反する行為があつたと認めたとき。	一 違反行為をした者の氏名及び指定番号等(法人その他の団体にあっては、その名称、指定番号等並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の	

二五頁

二六頁

	一 氏名、住所及び生年月日
	二 許可番号
	三 許可に係る行為の内容
	四 許可の条件
	五 違反行為の概要
十二 法第十三条第二項の規定による許可証の再交付の申請を受けたとき。	一 許可証の再交付の申請をした者の氏名又は名称及び指定番号等
	二 許可番号
	三 許可に係る行為の内容
	四 許可証の再交付の申請を受けた年月日
	五 許可証を亡失し、又は許可証が滅失した時期、場所及び経緯
十三 法第十三条第二項の規定により許可証	一 許可証の再交付を受けた者の氏名又は名称及び指

を再交付したとき。

		一 定番号等
		二 許可番号
		三 許可に係る行為の内容
十四	法第十三条第一項の規定により許可証の再交付を受けた者が亡失した許可証を発見し、又は回復したと認めたとき。	四 許可証を再交付した年月日
		五 訸可証を再交付した理由
		一 当該者の氏名又は名称及び指定番号等
		二 訸可番号
		三 訸可に係る行為の内容
		四 亡失した許可証の交付年月日
		五 再交付した許可証の交付年月日
		六 亡失した許可証を見出し、又は回復した時期及び場所
		七 亡失した許可証を見出し、又は回復したと認めた

一七頁

二八

		理由
十五	法第十三条第三項の規定による許可証の返納を受けたとき。	一 許可証を返納した者の氏名又は名称及び指定番号等
		二 訸可番号
		三 訸可に係る行為の内容
		四 訸可証が返納された年月日
		五 訸可証が返納された理由
十六	法第十三条第三項の規定に違反する行為があつたと認めたとき。	一 違反行為をした者の氏名及び指定番号等(法人その他他の団体にあつては、その名称、指定番号等並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日)
		二 訸可番号
		三 訸可に係る行為の内容

		四 違反行為の概要
十七	法第十四条の規定により許可を取り消したとき。	一 許可を取り消された者の氏名又は名称及び指定番号等
十八	法第十五条の規定に違反する行為があつたと認めたとき。	二 許可番号
		三 許可に係る行為の内容
		四 許可を取り消した年月日
		五 許可を取り消した理由
		一 違反行為をした者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日)
		二 違反行為の相手方の氏名又は名称及び指定番号等
		三 違反行為の概要

二九頁

三〇頁

		一 特定金銭債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等
十九	特定金銭債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられたと認めたとき。	二 特定金銭債権の債務者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
		三 差押債権者(法第十六条第一項に規定する差押債権者をいう。以下この表において同じ。)の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
		四 特定金銭債権の内容
		五 差押命令又は差押処分が発せられた年月日
		六 差押命令を発した執行裁判所又は差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所の名称及び所在

	七 地
一 十 特定金銭債権に対する差押えが法第九条の規定による公告国際アロリストに対する行為の制限を免れさせる目的でされたと認めたとき。	一 特定金銭債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等
	二 特定金銭債権の債務者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
	三 差押債権者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
	四 特定金銭債権の内容
	五 差押えがされた年月日
	六 差押命令を発した執行裁判所又は差押処分をした

二二頁

二二頁

	裁判所書記官の所属する簡易裁判所の名称及び所在
七 地	七 差押えが法第九条の規定による公告国際アロリストに対する行為の制限を免れさせる目的でされたと認めた理由
一 十一 法第十六条第一項の規定により命令をしたとき。	一 命令を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
	二 命令に係る差押債権者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
	三 命令に係る特定金銭債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等

	四 命令に係る特定金銭債権の内容
	五 命令をした年月日
	六 命令の有効期間
	七 命令をした理由
二十二 支払禁止命令に違反する行為があつたと認めたとき。	<p>一 違反行為をした者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）</p> <p>二 命令に係る差押債権者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>三 命令に係る特定金銭債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等</p>

三三四

	四 命令に係る特定金銭債権の内容
	五 命令をした年月日
	六 命令の有効期間
	七 違反行為の概要
二十三 法第十六条第三項の規定により命令を取り消したとき。	<p>一 命令を取り消された者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 命令に係る差押債権者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>三 命令に係る特定金銭債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等（法第十六条第三項第一号に掲げる場合にあつては、直近に公告国際アロリストであつ</p>

三四四

	<p>たときの指定番号等)</p> <p>四 命令に係る特定金銭債権の内容</p> <p>五 命令をした年月日</p> <p>六 命令の有効期間</p> <p>七 命令を取り消した年月日</p> <p>八 命令を取り消した理由</p>
一四 法第十七条第一項に規定する場合に該当すると認めたとき。	<p>規制対象財産を所持している者の氏名又は名称及び指定番号等</p> <p>公告国際テロリストに代わって規制対象財産を管理する者がある場合にあっては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 法第十二条第一項各号のいずれにも該当しない部</p>
	三五頁

三六頁

	<p>分の規制対象財産の種類、価額、特徴及び所在地</p> <p>四 公告国際テロリストが所持している規制対象財産が法第十二条第一項各号のいずれにも該当しないと認めた理由</p>
一五 法第十七条第一項の規定により命令をしたとき。	<p>一 命令を受けた者の氏名又は名称及び指定番号等（その者が公告国際テロリストに代わって規制対象財産を管理する者である場合にあっては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地））</p> <p>二 命令に係る規制対象財産の種類、価額、特徴及び所在地</p> <p>三 命令をした年月日</p> <p>四 命令をした理由</p>

<p>一十六 法第十七条第一項の規定により仮領置したとき。</p>	<p>一 仮領置に係る規制対象財産を所持していた者の氏名又は名称及び指定番号等</p> <p>二 仮領置に係る規制対象財産の種類、価額、特徴及び仮領置前の所在地</p> <p>三 仮領置をした年月日</p> <p>四 仮領置をした理由</p>
<p>一十七 法第十七条第一項の規定による命令に違反する行為があつたと認めたとき。</p>	<p>一 違反行為をした者が公告国際テロリストである場合にあつては、その氏名及び指定番号等（法人その他の団体にあつては、その名称、指定番号等並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）</p> <p>二 違反行為をした者が公告国際テロリストに代わつて規制対象財産を管理する者である場合にあつては</p>

三七頁

<p>一十八 法第十七条第一項後段の規定により仮領置したとき。</p>	<p>一 その氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）</p> <p>二 命令に係る規制対象財産の種類、価額、特徴及び所在地</p> <p>三 命令をした年月日</p> <p>四 違反行為の概要</p>
	<p>一 仮領置に係る規制対象財産を所持していた者の氏名又は名称及び指定番号等</p> <p>二 仮領置に係る規制対象財産の種類、価額及び特徴</p> <p>三 仮領置をした年月日</p> <p>四 引継ぎをした公安委員会の名称</p>

三八頁

	五 仮領置をした理由
二十九 法第十七条第三項の規定による申請を受けたとき。	<p>一 申請をした者の氏名又は名称及び指定番号等</p> <p>二 申請を受けた年月日</p> <p>三 申請に係る規制対象財産の種類、価額及び特徴</p>
三十 法第十七条第四項の規定により返還をしたとき。	<p>一 返還を受けた者の氏名又は名称及び指定番号等</p> <p>二 返還に係る規制対象財産の種類、価額及び特徴</p> <p>三 返還をした年月日</p>
	四 返還をした理由
三十一 法第十七条第四項の規定により返還を受けた者が偽りその他不正の手段により返還を受けたと認めたとき。	<p>一 偽りその他不正の手段により返還を受けた者の氏名及び指定番号等（法人その他の団体にあつては、その名称、指定番号等並びに役職員又は構成員として当該返還を受けた者の氏名、住所及び生年月日）</p> <p>二 返還に係る規制対象財産の種類、価額及び特徴</p>

三九頁

四〇頁

	二 返還をした年月日
	四 偽りその他不正の手段の内容
三十二 法第十七条第五項の規定により返還をしたとき。	<p>一 返還を受けた者の氏名又は名称及びその者が直近に公告国際テロリストであつたときの指定番号等（返還を受けた者が公告国際テロリストでなくなつた者以外の規制対象財産の返還を受ける権利を有する者である場合にあつては、その氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに公告国際テロリストでなくなつた者との関係）</p> <p>二 返還に係る規制対象財産の種類、価額及び特徴</p>
	三 返還をした年月日
三十三 法第十七条第七項の規定により仮領置を受けたとき。	一 仮領置に係る規制対象財産の返還を受ける権利を

置したとき。

- |   |                          |             |            |
|---|--------------------------|-------------|------------|
| 一 仮領置に係る規制対象財産を所持していた者であつて、公告国際テロリストでなくなったものの氏名又は名称及びその者が直近に公告国際テロリストであつたときの指定番号等 | 二 仮領置に係る規制対象財産の種類、価額及び特徴 | 三 仮領置をした年月日 | 四 仮領置をした理由 |
|---|--------------------------|-------------|------------|

三十四 法第十七条第七項の規定により返還をしたとき。

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| 一 返還を受けた者の氏名又は名称及び指定番号等 | 二 返還に係る規制対象財産を所持していた者であつて、公告国際テロリストでなくなったものの氏名又は名称及びその者が直近に公告国際テロリストであつたときの指定番号等 |
|-------------------------|--|

四一頁

四二頁

三十五 法第十九条の規定により資料の提出その他必要な協力を求めたとき。

- |  |                        |                       |            |           |
|--|------------------------|-----------------------|------------|-----------|
| 一 資料の提出その他必要な協力を求めた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 二 資料の提出その他必要な協力を求めた年月日 | 三 資料の提出その他必要な協力の求めの内容 | 四 返還をした年月日 | 五 返還をした理由 |
|--|------------------------|-----------------------|------------|-----------|

三十六 法第二十条第一項の規定により公告国際テロリストに対し報告又は資料の提出を求めたとき。

- |                             |                    |                   |
|-----------------------------|--------------------|-------------------|
| 一 当該公告国際テロリストの氏名又は名称及び指定番号等 | 二 報告又は資料の提出を求めた年月日 | 三 報告又は資料の提出の求めの内容 |
|-----------------------------|--------------------|-------------------|

三十七 法第二十条第一項の規定により警察

- |                             |
|-----------------------------|
| 一 当該公告国際テロリストの氏名又は名称及び指定番号等 |
|-----------------------------|

職員に公告国際テロリストが所有し、若しくは占有する不動産に立ち入りさせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させたとき。	<p>番号等</p> <p>立入検査をした年月日</p> <p>立入検査をした場所</p> <p>質問を受けた者の氏名及び住所</p> <p>立入検査又は質問をした結果の内容</p>
三十八 法第二十条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をする行為があつたとき。	<p>一 違反行為をした者が公告国際テロリストである場合にあつては、その氏名及び指定番号等(法人その他の団体にあつては、その名称、指定番号等並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日)</p> <p>二 違反行為をした者が公告国際テロリスト以外の者である場合にあつては、その氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名、</p>

四三頁

四四頁

と認めたとき。	<p>主たる事務所の所在地並びに役職員又は構成員として当該違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日</p>
三十九 法第二十一条の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をしたとき。	<p>一 情報の提供又は指導若しくは助言を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 情報の提供又は指導若しくは助言の内容</p> <p>三 情報の提供又は指導若しくは助言をした年月日</p> <p>四 情報の提供又は指導若しくは助言をした理由</p>
四十 法第二十二条第一項に規定する場合に該当すると認めたとき。	<p>法第二十二条第一項に規定する違反行為をした者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並び</p>

	<p>に役職員又は構成員として当該違反行為をした者の 氏名、住所及び生年月日)</p> <p>二 情報の提供又は指導若しくは助言の内容</p> <p>三 情報の提供又は指導若しくは助言をした年月日</p> <p>四 法第二十二条第一項に規定する場合に該当すると 認めた理由</p>
四十一 法第二十二条第二項に規定する場合 に該当すると認めたとき。	<p>一 法第二十二条第一項に規定する違反行為をした者 の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、そ の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並び に役職員又は構成員として当該違反行為をした者の 氏名、住所及び生年月日）</p> <p>二 法第二十二条第一項に規定する場合に該当すると 認めた理由</p>

四五頁

	<p>四十二 法第二十二条の規定により命令をし たとき。</p> <p>一 命令を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団 体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる 事務所の所在地）</p> <p>二 命令の根拠となる条項</p> <p>三 命令をした年月日</p> <p>四 命令をした理由</p>
四十三 法第二十二条の規定による命令に違 反する行為があつたと認めたとき。	<p>一 違反行為をした者の氏名及び住所（法人その他の 団体にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる 事務所の所在地並びに役職員又は構成員として当該 違反行為をした者の氏名、住所及び生年月日）</p> <p>二 違反行為に係る条項</p> <p>三 命令をした年月日</p> <p>四 違反行為の概要</p>

四六頁

## (別記様式第1号(第2条関係))

(表)

公 告 事 項 通 知 書		日 月 年	第 号
殿		国家公安委員会	
下記の者が名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第3条第1項の規定により、下記のとおり通知する。			
記			
氏名又は名称	名		
別			
旧名称	号		
役職			
生年月日			

## (損失補償の申請)

第三十九条 法第二十四条の規定により損失の補償を受けようとする者は、別記様式第二十九号の損失補償申請書を国家公安委員会に提出しなければならない。

## (民間事業者等への情報の提供等)

第四十条 国家公安委員会は、国際的なテロリズムの行為の防止及び抑止の重要性について国民の理解を深め、もつて法第二章及び第三章の規定による措置が適正かつ円滑に行われることを確保するため、民間事業者その他の者に対し、必要な情報の提供その他の援助を行うものとする。

## 附 則

この規則は、法の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

## 別記様式第2号(第3条関係)

國	公 告 事 項 變 更 通 知 書	第 号
	年 月 日	年 月 日
國家公安委員会	印	
<p>公告事項通知書(　　年　月　日第　　号)に係る者に關し、公告された事項に變更があつたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が國が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第3条第2項の規定により、下記のとおり通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
氏名又は名称		
名簿記載者公告番号		
變更があつた旨を 公告した年月日	年 月 日	年 月 日
変更前	變更後	
変更の内容		

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付する

こと。  
2 名簿に記載された者が自然人である場合には、「旧名跡」欄の記載は要しない。

3 名簿に記載された者が法人その他の団体である場合には、「称号」、「役職」、「生

年月日」、「出生地」、「国籍」及び「旅券番号」欄の記載は要しない。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## (裏)

出 生 地	
國 種	
旅 索 番 号	
住 所 又 は 所 在 地	
名簿に記載された 年月日	年 月 日
名簿に記載された旨 を公告した年月日	年 月 日
名簿記載者公告番号	
その他参考となる べき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付する  
こと。  
2 名簿に記載された者が自然人である場合には、「旧名跡」欄の記載は要しない。  
3 名簿に記載された者が法人その他の団体である場合には、「称号」、「役職」、「生  
年月日」、「出生地」、「国籍」及び「旅券番号」欄の記載は要しない。  
4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 別記様式第4号(第7条関係)

(表)

指 定 通 知 書		第	号
殿	国家公安委員会	年	月
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が集団する相手はリストの財産の凍結等に関する特別措置法第4条第1項の規定により、下記のとおり通知する。 記			
氏名又は名称			
別名			
旧名称			
称号			
役職			
生年月日			

## 別記様式第3号(第4条関係)

名簿抹消通知書		第	号
殿	国家公安委員会	年	月
公告事項通知書(年月日第号)に係る者が名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第3条第3項において準用する同条第2項の規定により、下記のとおり通知する。 記			
氏名又は名称			
名簿記載者公告番号			
名簿から抹消された年月日			
名簿から抹消された年月日			

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 別記様式第5号(第8条関係)

指 定 公 告 事 項 變 更 通 知 書	年 月 日
姓	国家公安委員会
<p>指定通知書( 年 月 日 第 号)に係る者に関する、公告された事項に変更があるので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十六号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第5条第4項の規定により、下記のとおり通知する。</p>	
記	
氏名又は名称	
指 定 番 号	
変更があつた旨を 公告した年月日	年 月 日
変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 2 指定された者が自然人である場合には、「旧名称」欄の記載は削除しない。  
 3 指定された者が法人その他の団体である場合には、「新名称」欄の記載は削除しない。  
 4 「出生地」、「国籍」及び「旅券番号」欄の記載は削除しない。

出 生 地	
國	精
旅 券 番 号	
住 所 又 は 所 在 地	
指 定 番 号	
指 定 を し た 理 由	
指 定 を し た 年 月 日	年 月 日
指 定 の 有 効 期 間	
そ の 他 参 考 と な る べき事項	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 2 指定された者が自然人である場合には、「旧名称」欄の記載は削除しない。  
 3 指定された者が法人その他の団体である場合には、「新名称」欄の記載は削除しない。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(裏)

## 別記様式第7号（第14条関係）

## 別記様式第6号（第11条関係）

指 定 取 消 通 知 書	第 号
般	年 月 日
国家公安委員会	印
指定通知書（ <u>年 月 日第</u> <u>号）に係る者に關し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第7条第1項の規定により、指定を取り消したので、同条第2項において準用する同法第5条第3項の規定により、下記のとおり通知する。</u>	
記	
氏名又は名称	
指 定 番 号	
指定の取消しの根拠となる条項	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第7条第1項第 <u>号</u>
指定を取り消した年月日	年 月 日
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

指 定 有 効 期 間 延 長 通 知 書	第 号
般	年 月 日
国家公安委員会	印
指定通知書（ <u>年 月 日第</u> <u>号）に係る者に關し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第6条第1項の規定により、指定の有効期間を延長したので、同条第2項において準用する同法第5条第3項の規定により、下記のとおり通知する。</u>	
記	
氏名又は名称	
指 定 番 号	
指定の有効期間を延長した理由	
指定の有効期間を延長した年月日	年 月 日
延長後の指定の有効期間	
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第8号 (第15条関係)

(表)

仮指定通知書		第号
年月日	年月日	
殿	国家公安委員会	國
国際連合安全保険理事会決議第2百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第8条第1項の規定により、下記の者を仮指定したので、仮指定に係る同法第5条第3項の規定により、下記のとおり通知する。 記		
氏名又は名称	別名	旧名称
住所又は所在地		
仮指定番号		
仮指定をした理由		
仮指定をした年月日	年月日	
仮指定の有効期間		
その他参考となるべき事項		
		役職
		年月日

(裏)

出生地	
国籍	籍
旅券番号	
住所又は所在地	
仮指定番号	
仮指定をした理由	
仮指定をした年月日	年月日
仮指定の有効期間	
その他参考となるべき事項	

- 備考
- 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載せよ。  
2 仮指定された者が自然人である場合には、「旧名称」欄の記載は要しない。
  - 3 仮指定された者が法人その他の団体である場合には、「法人名」、「役職」、  
「出生地」、「旅券番号」欄の記載は要しない。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 別記様式第10号（第15条、第16条関係）

## 別記様式第9号（第15条関係）

第 号	仮指定取消通知書	年 月 日						
般	国家公安委員会	印						
<p>仮指定通知書（ 年 月 日 第 号）に係る者に關し、〔仮指定に係る〕国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第7条第1項の規定により、仮指定を取り消したので、〔仮指定に係る〕同条第2項において準用する同法第5条第3項の規定により、下記のとおり通知する。</p> <p>記</p>								
<table border="1"> <tr> <td>氏名又は名称</td> <td>仮指定番号</td> </tr> <tr> <td>変更があつた旨を公告した年月日</td> <td>変更前</td> </tr> <tr> <td>変更の内容</td> <td>変更後</td> </tr> </table>			氏名又は名称	仮指定番号	変更があつた旨を公告した年月日	変更前	変更の内容	変更後
氏名又は名称	仮指定番号							
変更があつた旨を公告した年月日	変更前							
変更の内容	変更後							
仮指定の取消しの根柢となる条項	〔仮指定に係る〕国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第7条第1項第7号							
仮指定を取り消した年月日	年 月 日							
その他参考となるべき事項								

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

- 2 不要な文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 号	仮指定公告事項変更通知書	年 月 日						
般	国家公安委員会	印						
<p>仮指定通知書（ 年 月 日 第 号）に係る者に關し、公告された事項に変更があつたので、仮指定に係る国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第5条第4項の規定により、下記のとおり通知する。</p> <p>記</p>								
<table border="1"> <tr> <td>氏名又は名称</td> <td>仮指定番号</td> </tr> <tr> <td>変更があつた旨を公告した年月日</td> <td>変更前</td> </tr> <tr> <td>変更の内容</td> <td>変更後</td> </tr> </table>			氏名又は名称	仮指定番号	変更があつた旨を公告した年月日	変更前	変更の内容	変更後
氏名又は名称	仮指定番号							
変更があつた旨を公告した年月日	変更前							
変更の内容	変更後							
仮指定の取消しの根柢となる条項	〔仮指定に係る〕国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第7条第1項第7号							
仮指定を取り消した年月日	年 月 日							

備考 1 所定の欄に記載することができないとときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第11号 (第17条関係)

(表)

許可申請書		年月日
公安委員会	申請者の氏名又は名称及び住所	(回)
国際連合安全保謢理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第10条第1項の規定により、次のとおり許可を申請します。		
氏名又は名称	名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
申請に係る行為の内容	申請に係る行為をしようとする年月日	申請に係る行為をしようとする場所
取得財産の使用目的		
取得財産の取得方法		
特定金銭債権の譲渡の目的		
その他参考となるべき事項		

(裏)

申請に係る行為の相手方の住所	
申請に係る行為の相手方との関係	
取得財産の使用目的	
取得財産の取得方法	
特定金銭債権の譲渡の目的	
その他参考となるべき事項	

- 備考
- 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
  - 申請に係る行為の相手方が法人その他の団体である場合には、「申請に係る行為の相手方の氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
  - 取得財産がない場合は、「取得財産の使用目的」欄及び「取得財産の取得方法」欄の記載は要しない。
  - 特定金銭債権を譲渡しない場合には、「特定金銭債権の譲渡の目的」欄の記載は要しない。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 別記様式第13号（第21条関係）

許可証再交付申請書	年月日
公安局会 聞	申請者の氏名又は名称及び住所
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が国が実施する国際アコリストの財産の凍結等に関する特別措置法第13条第2項の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。 ④	
許可を受けた行為の内容	許可番号
許可を亡失し、又は許可証が滅失した時期	許可証を亡失した場所
許可証を亡失し、又は許可証が滅失した経緯	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 別記様式第12号（第20条関係）

許可証	年月日
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が国が実施する国際アコリストの財産の凍結等に関する特別措置法第9条の規定により、次のとおり許可する。	
公安局会 聞	公安委員会 国
氏名又は名称	許可に係る行為の内容
名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	許可に係る行為の相手方の氏名又は名称
許可年月日	許可に係る行為の相手方の住所
	許可の条件

備考 1 許可に係る行為の相手が法人その他の団体である場合には、「許可に係る行為の相手の氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 別記様式第15号（第23条関係）

## 別記様式第14号（第22条関係）

支 払 禁 止 命 令 書	年 月 日
受ける者 氏名又は名称	
受ける者 住 所	
記	
命 令 の 内 容	
命 令 の 有 效 期 間	
命 令 を す る 理 由	
返 納 理 由	年 月 日

- 備考 1. 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 2. 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「命令を受ける者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。  
 3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

許 可 証 返 納 理 由 書	年 月 日
公 安 委 員 会 殿	届出者の氏名又は名称及び住所
記	
国際連合安全保険理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第13条第3項の規定により、次のとおり許可証を返納します。	
氏 名 又 は 名 称	
名 等 記 載 者 公 告 番 号 又 は 指 定 番 号 若 し く は 仮 指 定 番 号	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 を 受 けた 行 為 の 内 容	
許 可 番 号	
返 納 理 由 発 生 年 月 日	年 月 日
返 納 理 由	1. 許可が取り消された。 2. 許可を受けた行為をしないこととなつた。 3. 亡失した許可証を発見し、又は回復した。

- 備考 1. 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 2. 「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。  
 3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 別紙様式第17号（第26条関係）

規制対象財産提出命令書		第 号
段 公安委員会 国		年 月 日
氏名又は名称 名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	住所	記
上記の者に対する規制対象財産の提出を命ずる。		
規制対象 氏名又は名称 財産の所持者 名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	規制対象財産の 種類、価額及び 特徴	命令をする理由

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付する。  
 2 命令を受ける者が公告国際リストである場合には、「命令を受ける者」欄中の「住所」欄の記載は要しない。  
 3 命令を受ける者が公告国際リスト以外の者である場合には、「命令を受ける者」欄中の「名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号」欄の記載は要しない。  
 4 命令を受ける者が公告国際テロリスト以外の者である場合には、「命令を受ける者」欄中「法人その他の団体であるときは、「命令を受ける者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。  
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 別紙様式第16号（第25条関係）

支払禁止命令通知书		第 号
段 公安委員会 国		年 月 日
氏名又は名称 名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	生所	印
上記の者に対し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第17条第1項の規定により、下記のとおり命令したので、同項の規定により通知する。		
記		
命令の内容	命令の有効期間	命令をした理由

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 2 命令を受けた者が法人その他の団体である場合には、「命令を受けた者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第10号(第28条関係)

別記様式第18号(第27条関係)

公安委員会 殿		年 月 日
公安委員会		年 月 日
内閣連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施するする国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第17条第2項(同条第8項に規定する川井等の規制対象財産を含む。)の規定により、下記の規制対象財産を引き継ぐ。		
記		
規制対象財産の所持者	氏名又は名称 名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	
規制対象財産の種類、価額及び特徴		
仮領置年月日	年 月 日	
引継理由		
その他参考となるべき事項		
上記のとおり引継ぎを受けた。 年 月 日		

国際連合安全保全理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第17条第2項（同条第8項に於いて準用する場合を含む。）の規定により、下記の規制対象財産を引き続き。

五

規制対象 財産の所持者	氏名又は商号記載者公告番号又は指定番号若しくは仮特定番号	規制対象 財産の種類、価額及び特徴	仮預置年月日	引離理由	その他参考となる
----------------	------------------------------	----------------------	--------	------	----------

上記のとおり引継ぎを受けた。  
年 月 日

公案委員會

卷之三

3 規制対象財産の提出者が公告国際テロリスト以外の者である場合であつて、法人その他の団体であるときは、「規制対象財産の提出者」欄中の「氏名又は名稱」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。  
4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

卷之三

1 所定の欄に記載することができるときは、  
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とするこ  
と。

3.3 規制対象財産の提出者が公告国際リスト以外の者である場合であつて、法  
規範に定じない。

「此の春の作業は、山口の農業者によるものである。」

日本書紀傳 十卷

卷之三

**備考** 1 所定の欄に記載することができないとときは、別紙に記載の上、これを添付する。

## 別記様式第21号（第30条関係）

## 別記様式第20号（第29条関係）

返領財産返還申請書	年月日
公安委員会 殿	申請者の氏名又は名称及び住所
<p>国際連合安全保謢理事会決議第千二百六十六十七号等を踏まえ我が国が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第17条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり返領に係る規制対象財産の返還を申請します。</p>	
氏名又は名称	申請に係る規制対象財産の種類、価額及び特徴
名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは返指定番号	
返還を申請する理由	

返領財産返還申請書	年月日
公安委員会 殿	申請者
<p>下記の返領に係る規制対象財産の引継ぎを受け、これを引き続き保管したので、国際連合安全保謢理事会決議第千二百六十六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第17条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり通知する。</p>	
記	
規制対象財産の所持者	名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは返指定番号
規制対象財産の種類、価額及び特徴	
引継ぎをした都道府県公安委員会の名称	
引継ぎをした都道府県公安委員会が返領した年月日	
その他参考となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、二枚を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

継続返領置書		第 号
殿	公安委員会	年 月 日
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第17条第7項(同条第8項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、下記の規制対象財産を引き続き返領置するので、同項の規定により通知する。		
記		
規制対象財産の返還を受ける権利を有する者	氏名又は名称 名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
規制対象財産を所持していた者	氏名又は名称 直近の名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
引き続き返領置する規制対象財産の種類、価額及び特徴		
その他参考となるべき事項		

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 2 不要な文字は、横線で消すこと。  
 3 返還を受けた者が公告国際テロリストである場合には、「返還を受けた者」欄中の「住所」欄の記載は不要しない。  
 4 返還を受けた者が公告国際テロリスト以外の者である場合には、「返還を受けた者」欄の記載は不要しない。  
 5 返還を受けた者が公告国際テロリスト以外の者であるときは、返還番号若しくは假定番号若しくは指定期間を記載する。  
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

仮領置財産返還受領書		年 月 日
公安委員会	殿	受領者の氏名又は名称及び住所
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第17条第7項(同条第8項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、下記の規制対象財産を引き続き仮領置するので、同項の規定により通知する。		
記		
規制対象財産の返還を受けた者	氏名又は名称 名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
規制対象財産を所持していた者	氏名又は名称 直近の名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	住所
返還に係る規制対象財産の種類、価額及び特徴		

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 2 不要な文字は、横線で消すこと。  
 3 返還を受けた者が公告国際テロリストである場合には、「返還を受けた者」欄中の「住所」欄の記載は不要しない。  
 4 返還を受けた者が公告国際テロリスト以外の者である場合には、「返還を受けた者」欄の記載は不要しない。  
 5 返還を受けた者が公告国際テロリスト以外の者であるときは、「返還を受けた者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。  
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第25号(第34条関係)

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テリストの財産の凍結等に関する特別措置法第20条第1項の規定により提出者が提出した。下記目録の資料を受領した。

提出者 氏名又は名称 名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	提出を受けた年月日			年月日	備考
目	目	目			
番号	標	目	数量	所有者の氏名及び住所	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付する

2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第24号(第33条関係)

資料提出等要請書	年月日
殿	小委員会
国際連合安全保障理事会決議第千二百六十六号等を踏まえ我が国が実施する防衛費は リストの財産の凍結等に関する特別措置法第19条に基き、下記の事項について私たる 要請します。	
記	
【取扱所の所在地】〒	【担当者氏名】 電話

身分証明書 第 号	
写 真	官 職 氏 名
54.0	
上記の者は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第20条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。	
年 月 日	年 月 日
公安委員会	
85.6.	

(裏)

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（抜粋）			
(立入検査等)			
第20条 様			
2 前項の規定による立入検査又は質問をする警察職員は、その身分を示す證明書を携持し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。			
3 様			

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

備考 1 施定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 別記様式第29号（第39条関係）

## 別記様式第28号（第36条関係）

損失補償申請書	請求額：
内 訂：損失補償額算出明細書等は、別紙のとおり。	
上記請求額を、下記の理由により申請する。 記	
請求理由	1 損失の発生した日時又は期間
2 損失の内容	
年 月 日	国家公安委員会 殿
住所（所在地）	氏名又は名称

行為制限命令書	
年 月 日	第 号
殿	公安局
命令を受ける者	氏名又は名称
住所	所
上記の者に対し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第22条 <sup>〔第1項〕</sup> <sup>〔第2項〕</sup> の規定により、下記のとおり命令する。	
記	
命令の内容	命令をする理由

- 備考 1 請求者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。  
 2 不要な文字は、横線で消すこと。  
 3 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「命令を受ける者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○国家公安委員会規則第　　号

国際連合安全保障理事会決議第1167号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第八条第九項の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第1167号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則を次のように定める。

平成二十七年　　月　　日

国家公安委員会委員長 小川恵里子

国際連合安全保障理事会決議第1167号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　主宰者、代理人等（第二条～第六条）

第三章　意見の聴取の進行（第七条～第十五条）

一頁

二頁

第四章　意見の聴取調査等（第十六条～第十八条）

附則

第一章　総則

（定義）

- 第一条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 主宰者　国際連合安全保障理事会決議第1167号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「法」という。）第八条第四項において準用する行政手続法（平成五年法律第八十八号。以下「準用行政手続法」という。）第十九条第一項の規定により意見の聴取を主宰する者をいう。
  - 二 当事者　準用行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた者（同条第二項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。
  - 三 関係人　当事者以外の者であつて法に照らし仮指定（法第八条第二項に規定する仮指定をいう。以下同じ。）につき利害関係を有するものと認められる者をいう。

四 参加人 準用行政手続法第十七条第一項の規定により意見の聴取に関する手続に参加する関係人をいう。

## 第一章 主宰者、代理人等

### (主宰者の指名)

第一条 準用行政手続法第十九条第一項の規定による主宰者の指名は、意見の聴取の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者は、意見の聴取を主宰するについて必要な法律に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる旨認められる警察庁職員のうちから指名する。

3 主宰者が準用行政手続法第十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、国家公安委員会は速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

### (代理人)

第二条 準用行政手続法第十六条第二項(準用行政手続法第十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による代理人の資格の証明は、意見の聴取の件名、代理人の氏名及び住所並びに当事者又は参加人

三頁

四頁

が代理人に対して当事者又は参加人のために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した別記様式第一号の代理人資格証明書により行うものとする。

2 準用行政手続法第十六条第四項(準用行政手続法第十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第二号の代理人資格喪失届出書により行うものとする。

### (参加人)

第四条 準用行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の前日までに、意見の聴取の件名及び当該意見の聴取に係る仮指定につき利害関係を有することの陳明を記載した別記様式第三号の参加人許可申請書を主宰者に提出することにより行うものとする。

2 主宰者は、準用行政手続法第十七条第一項の規定による許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行つた関係人に對し書面により通知するものとする。

### (補佐人)

第五条 準用行政手続法第二十条第三項の許可の申請は、意見の聴取の期日の前日までに、意見の聴取の件名、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との關係及び補佐する事項を記載した別記様式第四号の補佐

人出頭許可申請書を主宰者に提出することにより行うものとする。

- 2 主宰者は、準用行政手続法第二十条第三項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行つた当事者又は参加人に対し書面により通知するものとする。
- 3 捕佐人は、意見の聴取の期日において意見の陳述その他必要な補佐をすることができる。
- 4 捕佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。
- 5 準用行政手続法第二十二条第二項（準用行政手続法第二十五条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された意見の聴取の期日に出頭をせようとする捕佐人であつて既に受けた準用行政手続法第二十条第三項の許可に係る事項につき補佐するものについては、新たに同項の許可を得ることを要しないものとする。

#### （参考人）

第六条 主宰者は、当事者若しくは参加人の申出により又は職権で、適当と認める者に対して、参考人として意見の聴取の期日に出頭することを求め、意見又は事情を聴くことができる。

五頁

六頁

- 2 前項の申出は、意見の聴取の期日の前日までに、意見の聴取の件名、参考人として意見の聴取の期日への出頭を求める者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した別記様式第五号の参考人出頭申出書を主宰者に提出することにより行うものとする。
- 3 主宰者は、前項の申出に係る者に参考人として意見の聴取の期日への出頭を求める場合には、速やかにその旨を当該申出を行つた当事者又は参加人に対し書面により通知するものとする。

#### 第三章 意見の聴取の進行

##### （意見の聴取の通知）

第七条 準用行政手続法第十五条第一項の規定による通知は、別記様式第六号の意見の聴取通知書により行いうるものとする。

##### （意見の聴取の期日及び場所の変更）

第八条 国家公安委員会は、当事者の申出により又は職権で、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

- 2 前項の申出は、意見の聴取の期日又は場所の変更を求めるやむを得ない理由を記載した別記様式第七号

の変更申出書を国家公安委員会に提出することにより行うものとする。

- 3 国家公安委員会は、第一項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を別記様式第八号の変更通知書により当事者及び参加人に通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手続等)

第九条 準用行政手続法第十八条第一項の規定による閲覧の求めは、意見の聴取の件名及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した別記様式第九号の文書閲覧請求書を国家公安委員会に提出することにより行うものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となつた場合の閲覧については

\* 口頭で求めれば足りる。

- 2 国家公安委員会は、準用行政手続法第十八条第一項又は第二項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該当事者又は参加人が意見の聴取の期日における審理に必要な準備を行うことを妨げることがないよう配慮するものとする。

- 3 準用行政手続法第十八条第二項の閲覧の求めがあつた場合において、国家公安委員会が当該求めがあつ

七頁

八頁

た意見の聴取の期日において閲覧せることができないときは（閲覧を拒否することを除く。）は、主宰者は、準用行政手続法第二十一条第一項の規定により当該閲覧の日時以降の日を新たな意見の聴取の期日として定めるものとする。

(証拠書類等の提出を受けた場合の手続)

第十条 主宰者は、準用行政手続法第二十条第二項又は準用行政手続法第二十一条第一項の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第十号の提出物目録を作成しなければならない。

一 意見の聴取の件名

二 提出を受けた年月日

三 提出をした者の氏名及び住所

四 提出を受けた証拠書類等の標目

- 2 主宰者は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。

3 主宰者は、必要がなくなつたときは、提出を受けた証拠書類等を速やかにこれを提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、別記様式第十一号の還付請求と引換えて行わなければならぬ。

(意見の聴取の審理の公開)

第十二条 国家公安委員会は、準用行政手続法第二十一条第六項の規定により意見の聴取の期日における審理を公開することを相当と認めたときは、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

2 前項の規定による公示は、国家公安委員会の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

(意見の聴取の期日における陳述の制限等)

第十三条 主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した者が意見の聴取に係る事案の範囲を超えて発言するもしくは、その他意見の聴取の期日における審理の適正な進行を図るためにやむを得ないと認めるときは、その発言を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の期日における審理の秩序を維持するために必要があ

九四

〇四

あると認めるときは、秩序を乱した者に対し退場を命じ、その他意見の聴取の期日における審理の秩序を維持するため国家公安委員会が別に定める措置をとることができる。

(陳述書の提出の方法)

第十四条 準用行政手続法第二十一条第一項の規定による陳述書の提出は、提出をする者の氏名、住所、意見の聴取の件名及び意見の聴取に係る事案についての意見を記載した書面により行うものとする。

(意見の聴取の経行の通知)

第十五条 準用行政手続法第二十二条第二項本文の規定による通知は、別記様式第十二号の意見の聴取続行通知書により行うものとする。

(意見の聴取の再開の通知)

第十六条 準用行政手続法第二十五条において準用する準用行政手続法第二十一条第二項本文の規定による通知は、別記様式第十二号の意見の聴取再開通知書により行うものとする。

第四章 意見の聴取調書等

(意見の聴取調書)

第十六条 準用行政手続法第二十四条第一項の調書は、別記様式第十二号の意見の聴取調書に次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかつた場合においては、第四号、第六号及び第七号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印することにより作成しなければならない。

- 一 意見の聴取の件名
- 二 意見の聴取の期日及び場所
- 三 主宰者の職名及び氏名
- 四 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人、補佐人並びに参考人の氏名及び住所
- 五 当事者（代理人を含む。）が意見の聴取の期日に出頭しなかつた場合には、その氏名及び住所並びに出頭しなかつたことについての正当な理由の有無
- 六 説明を行つた警察庁職員の職名及び氏名
- 七 警察庁職員の説明の要旨
- 八 当事者及び参加人又はこれらの者の代理人、補佐人並びに参考人の陳述（陳述書によるものを含む。）

二頁

二頁

（）の要旨

- 九 その他参考となるべき事項

2 意見の聴取調書には、第十条第一項の提出物目録を添付するほか、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。  
（意見の聴取報告書）

第十七条 準用行政手続法第二十四条第三項の報告書は、別記様式第十四号の意見の聴取報告書に次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印することにより作成しなければならない。

- 一 意見
- 二 仮指定の原因となつた事実に対する当事者及び当該仮指定により自己の利益を害された参加人の主張
- 三 理由

（意見の聴取調書等の閲覧）

第十八条 準用行政手続法第二十四条第四項の規定による閲覧のためには、意見の聴取の件名及び閲覧をしようとする調書又は報告書の別を記載した別記様式第十五号の意見の聴取調書等閲覧請求書を、意見の聴取

の終結前においては主宰者に、意見の聴取の終結後においては国家公安委員会に提出することにより行うものとする。

- 2 主宰者又は国家公安委員会は、準用行政手続法第二百四条第四項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定して当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。

#### 附 告

##### (施行期日)

- 1 この規則は、法の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

##### （聴聞等の秩序維持に関する規則の一部改正）

- 2 聽聞等の秩序維持に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「並びにストーカー行為等の規制等に関する法律」を、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に改め、「第六条第五項の規定による意見の聴取」の下に「並びに国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二

## 別記様式第2号(第3条関係)

## 別記様式第1号(第3条関係)

代理人資格喪失届出書

年月日

国家公安委員会 殿

注記

責任者

年月日  
は、下記の者が代理人の資格を失つたので請求書を作成す。

記

①

代理人資格証明書  
年月日  
国家公安委員会 殿  
住所  
氏名  
①  
年月日  
において行なわれる意見の聴取について  
ては、下記の者を代理人として選任し、私のために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

記

意見の聴取の件名	
住 所	
氏 名	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 輸送人出頭許可申請書

年月日

殿

住所

氏名

年月日 において行われる意見の聴取について  
は、下記の補佐人とともに出席したいので申請します。

記

意見の聴取の件名	
住 所	
氏 名	( 殿 )
当事者又は参加人との関係	
補佐する事項	

## 参加人許可申請書

年月日

殿

住所

氏名

年月日 において行われる意見の聴取について  
手続に参加することを申請します。

記

意見の聴取の件名	
意見の聴取に係る 仮指定につき利害 関係を有すること の確認	
連絡先	電話( )番

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 別記様式第6号(第7条関係)

(表)

意見の聴取通知書		第号
殿		年月日
国家公安委員会 国		
あなたに対する下記の事実を原因とする仮指定に関する国際連合安全保全理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に關する特別措置法第8条第3項の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。		
意見の聴取の件名 根拠となる法令の条項	国際連合安全保全理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に關する特別措置法第8条第3項	
仮指定の事実となつた事実	記	
意見の聴取の期日	年月時	日分から
意見の聴取の場所		
意見の聴取する事務を所掌する組織	名称	所在地
注意事項	1 あなたは意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。 2 あなたは意見の聴取が終結するまでの間、当該仮指定の原因となつた事実を証する資料の閲覧を求めることがあります。 3 その他意見の聴取に際しての留意事項は裏面のとおりです。	
記載要領	所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	
備考	用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。	

## 別記様式第5号(第6条関係)

参考人出頭申出書		年月日
殿		住所記
① 氏名		
は、下記の者を参考人として意見の聴取の期日に出頭させたいので申し出ます。		
意見の聴取の件名	意見の聴取の件名 記	
住 所	住 所	
氏 名	職 業	
陳述の要旨	( 議 )	

## 意見の聴取期日変更申出書

日 付

年 月 日

国家公安委員会 段

住所

氏名

年 月 日

において行わられる意見の聴取

については、下記のとおり変更を請求する旨の理由があるためで変更を申し出ます。

記

意見の聴取の件名	
理 由	附

- 記載欄  
 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 2 不要の文字は、横線で消すこと。

備考 用紙の大きさ等、日本工業規格A4とすること。

## 意見の聴取に際しての留意事項

1 あなたが意見の聴取に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を意見の聴取の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、意見の聴取の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に賃料証明書を国家公安委員会に提出してください。

2 意見の聴取の期日において補佐人とともに出席しようとする場合には、意見の聴取の件名、補佐人の氏名、住所、あなたとの關係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を意見の聴取の期日の前日までに主事者に提出して許可を受けてください。

3 参考人として意見の聴取の期日に出席させたい者がいる場合には、意見の聴取の件名、その者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した参考人出頭申出書を、意見の聴取の期日の前日までに主事者に提出してください。

4 あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、国家公安委員会に対し、変更申出書により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができます。

5 あなたはあなたの代理人が意見の聴取の期日に出席する場合には、この通知書を持参してください。

意見の聴取者 の主事	職 名 氏 名 連絡先
意見の聴取の有 無	

文書閲覧請求書	年月日	に付いて行われる意見の聴取に関し、
国家公安委員会 聞取 住所	氏名	記
下記の欄目に係る該半期開催を戒めます。	年月日	
意見の聴取の件名	開闢をしようとする者	
	資料の題目	

参考 備考 用紙の大きさは、日本工藝振興会規とすること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4を採用する。

記載要領 不要の文字は、横線で消すこと。

別記様式第11号（第10条関係）

取扱者	職名	氏名	備考
記			
番号	欄	目	量
記			
下記の目録の正拠書類等の置付を受け、領收しました。			
姓	住所	氏名	備考
年 月 日			
還付請書			

下記の目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。

参考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

「目録」欄の記載は、取扱者において行うこと。

口語

別記様式第10号（第10条関係）

提出物目録		主宰者の職名及び氏名	
年	月	日	
(1) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際アプローチリストの財産の凍結等に関する特別措置法第8条第4項において準用する行政手続法第20条第2項の規定により提出者が提出した下記目録の証拠書類等を受領した。			
記			
第21条第1項			
第20条第2項			
意見の聴取の件名			
提出者	住所		
氏名			
提出を受けた年月日			
目録			
番号	標	目	数量
備考			
取扱者	職名	氏名	
(2) 記載要領 不要の文字は、横線で消すこと。			

## 別記様式第13号(第16条関係)

(表)

意見の聴取調書		第 号
意見の聴取の期日	年 月 日	主宰者の職名及び氏名 ①
意見の聴取の件名		
意見の聴取の場所		
当事者の住所及び 氏名 (代理人・補佐人の 住所及び氏名)		
参考人の住所及び 氏名 (代理人・補佐人の 住所及び氏名)		
参考人の住所及び 氏名		
意見の聴取の期日 に当たる出頭しなかった当事者(代理人)の住所 及び氏名並びに出頭しなかったことにつき 正當な理由があるか、 どうかの旨		
説明を行った警察官 職員の職名及び氏名		

## 別記様式第12号(第14条、第15条関係)

(表)

意見の聴取調書		第 号
意見の聴取の期日	年 月 日	主宰者の職名及び氏名 ①
意見の聴取の件名		
意見の聴取の場所		
当事者の住所及び 氏名 (代理人・補佐人の 住所及び氏名)		
参考人の住所及び 氏名 (代理人・補佐人の 住所及び氏名)		
参考人の住所及び 氏名		
意見の聴取の期日 に当たる出頭しなかった当事者(代理人)の住所 及び氏名並びに出頭しなかったことにつき 正當な理由があるか、 どうかの旨		
説明を行った警察官 職員の職名及び氏名		
記載要領 不要の文字は、横線で消すこと。		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

意見の聴取報告書	第 号
主考者の職名	年 月 日
<p>① 意見の聴取通知書（ 年 月 日）に係る意見の 聴取を終結したので、その結果を報告します。</p> <p>記</p>	
意見の聴取の件名	
意 見	7.
<p>意見の聴取に係る 事実に対する当事者 及び参加人の主張</p>	
理 由	

(裏)

監査官職員の説明 の要旨	
	当事者・参加人・代 理人・補佐人・参考 人の陳述の要旨
	その他参考となる べき事項

- 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 2 証拠書類等が提出されたときは、提出物目録を添付すること。  
 3 不要の欄は、斜線を引くこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とするること。

意見の聴取調書等閲覧請求並審

年 月 日

殿

住所

氏名

㊞

年 月 日  
下記の欄目に係る資料の閲覧を求めます。

記

意見の聴取の件名	における行なわれた意見の聴取に附し
	閲覧をしようとする 調書又は報告書の別

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。